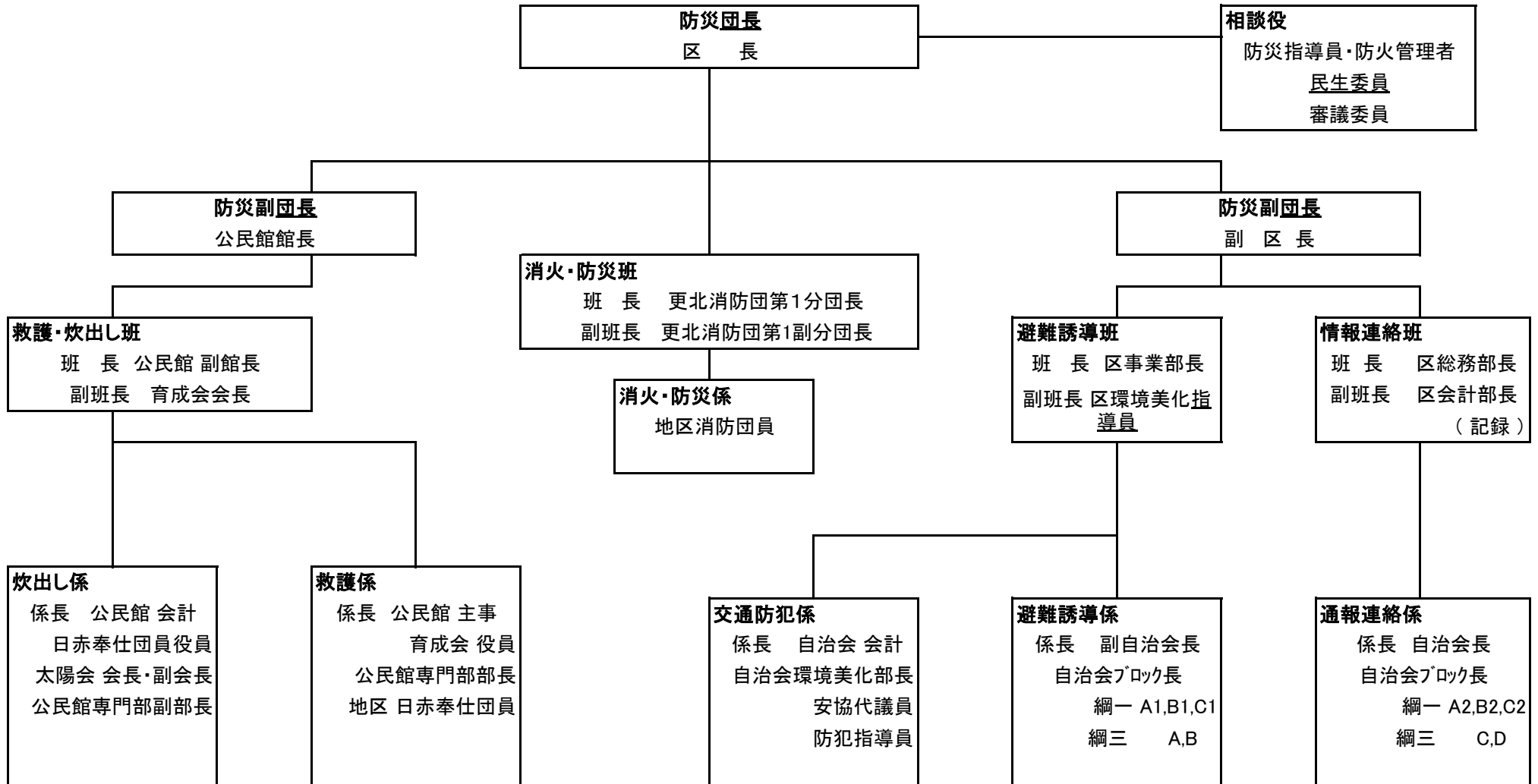


網島区自衛防災団組織図

令和2年4月改定



付 記

- 1) 防災団長は民生委員及び防災指導員の協力を得て、それらに係る救護にあたる。
- 2) 防災団長は救護・防災等の訓練、演習を計画し年2回これを実施する。(避難経路等の確認含む)
- 3) 救護班長は必要に応じて、自治会組長の応援を防災団長に要請することができる。
- 4) 避難誘導班長は必要に応じ、安協代議員、防犯指導員の応援を防災団長に要請することができる。
- 5) 災害発生時には、区・公民館並びに自治会役員はもとより、区各専門委員は防災団長の要請には率先して協力する。
- 6) 防災組織の維持・災害時における緊急的会計の処置は、区会計の予備費により賄うものとし、決算は審議委員並びに区、公民館役員と協議し、総会の承認を得る。